

○聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年6月20日

告示第8号

改正 令和2年3月26日告示第36号

令和2年8月19日告示第85号

令和3年3月26日告示第27号

令和3年7月6日告示第45号

令和4年3月31日告示第36号

令和5年3月24日告示第16号

令和5年4月18日告示第42号

令和6年3月29日告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、新潟県と共同して行う新潟県移住・就業支援事業において、予算の範囲内で移住支援金を交付することについて、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者)

第3条 移住支援金の対象者は、当該支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

以下同じ。)以外の地域(以下「対象地域」という。)に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、その後に東京23区内の企業等に就職した者については、大学等に通学していた期間も本事業における移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 聖籠町への転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は対象地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 聖籠町への転入直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は対象地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、聖籠町に転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町への転入後1年以内であること。

(イ) 申請日から5年以上、聖籠町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町暴力団排除条例(平成24年聖籠町条例第1号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、新潟県又は聖籠町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業等に関する要件として、次のアからエのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 次の(イ)に掲げる場合を除き、次のaからgのいずれにも該当すること。

a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

b 就業先が県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に移住支援金の対象として掲載された求人であること。

c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記bの求人に係る法人等(以下

「対象法人等」という。)に就業し、対象法人等に就業していること。

e 上記 b の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

f 申請日から5年以上、対象法人等に継続して勤務する意思を有していること。

g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 県実施要領第5の1(1)②2)に規定するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次の a から e のいずれにも該当すること。

a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

c 申請日から5年以上、当該就業先に継続して勤務する意思を有していること。

d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ テレワークに関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から移住支援金の申請者(以下「申請者」という。)に資金提供されていないこと。

ウ 関係人口に関する要件として、聖籠町への転入前に、町長に対し、聖籠町の移住・定住の取組を含む政策全般に係る意見を書面で提出していること。

エ 起業に関する要件として、申請日から過去1年以内に県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前項に規定するもののほか、前条で規定する2人以上の世帯として移住支援金の申請を行う場合において対象となる世帯員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住元において、申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 聖籠町への転入後1年以内であること。

(4) 聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、聖籠町移住支援金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、聖籠町移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する状況となった場合、移住支援金の全額又は半額の返還請求をする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、聖籠町が新潟県と協議し、双方がこれを認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から3年未満で聖籠町から転出した場合

ウ 申請日から1年以内に第3条第1項第2号アに掲げる要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

申請日から3年以上5年以内に聖籠町から転出した場合

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、新潟県と聖籠町

が協議して定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第36号）

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月6日以後に転入した者から適用する。

附 則（令和2年8月19日告示第85号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第27号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日から適用する。

附 則（令和3年7月6日告示第45号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第2条の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日告示第16号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第2条の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月18日告示第42号）

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第28号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

聖籠町長 様

聖籠町移住支援金交付申請書

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください)*

様式第1号の2 「1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
様式第1号の2 「2 移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、聖籠町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 聖籠町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区内に通勤していた場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

※添付書類

- 【全ての者が添付】
- ①写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し
 - ②誓約事項及び個人情報取扱いに係る同意事項(様式第1号の2)
 - ③住民票の写し(2人以上の世帯として申請する場合は世帯全員分)
 - ④移住元の住居賃貸契約の写し(2人以上の世帯として申請する場合は世帯全員分)
 - ⑤振込先の口座情報が確認できるもの(預金通帳、キャッシュカードの写し等)
- 【該当する場合は添付】
- (雇用者として東京23区以外の東京都から東京23区内に通勤していた場合)
 - ⑥東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
 - ※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び労働履歴でも可
 - (法人経営者又は個人事業主として東京23区以外の東京都から東京23区内に通勤していた場合)
 - ⑦事業開始等申告書(提出済証明書(東京都版)又は個人事業の開始・経営等届出書(国政))の控えの写し(移住元での在勤地を確認できる書類)
 - ⑧東京都での個人事業主に係る納税証明書(過去5年分)(移住元での在勤期間を確認できる書類)
 - (東京23区以外の東京都から東京23区内の大学に通学し、その後東京23区内の企業等へ就職した場合)
 - ⑨卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- (就業の要件に該当する場合)
- ⑩就業証明書(様式第2号)
 - (就業の要件に該当する場合)
 - ⑪請求書受領票6による交付決定通知書の写し
 - (テレワークの要件に該当する場合)
 - ⑫就業証明書(様式第2号の2)
 - (関係人口の要件に該当する場合)
 - ⑬転入届への記入前に、町長に対し、転入の意向を含む政策全般に係る意見を書面で提出したことを確認できる書類
 - (その他)
 - ⑭その他町長が必要と認める書類

管理コード(新潟県及び旺輪町使用欄)

誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項

1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) 報告及び調査への協力について

移住・就業等支援事業に関する報告及び調査について、新潟県及び聖籠町から協力を求められた場合には、それに応じます。

(2) 移住支援金の返還について

以下の①から⑤のいずれかに該当する状況となった場合には、聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに聖籠町に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

①	虚偽の内容で移住支援金の交付申請したことが判明した場合	全額を返還する
②	移住支援金の申請日から3年未満で聖籠町以外の市区町村に転出した場合	
③	移住支援金の申請日から1年以内で移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	
④	起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合	
⑤	移住支援金の申請日から3年以上5年以内で聖籠町以外の市区町村に転出した場合	半額を返還する

2 移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び聖籠町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び聖籠町の求めに応じて、新潟県及び聖籠町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2(第4条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等から命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び聖籠町の求めに応じて、新潟県及び聖籠町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

様

聖籠町長

移住・就業等支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

【備考】

1 フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向けの融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

住所

氏名

聖籠町移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日付で通知のあった交付決定通知書について、下記のとおり紛失等したので再交付を申請します。

記

紛失等の内容	
--------	--